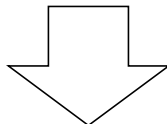


◆重要事項説明書のアップロード方法

2024年度

手順1 記入中 > 基本情報 | 手順2 記入中 > 運営情報 | 手順3 未記入 > 事業所の特色 | 手順4 未記入 > 独自項目 | 手順5 記入済 > 事業所の連絡先 | 手順6 調査票の提出

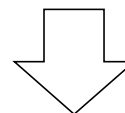
- ① 「2024年度」となっていることを確認。
違う年度が表示されている場合は、画面右上「ログアウト」から一度ログアウトして、ログインし直す必要があります。



手順3 事業所の特色 **任意** 現在、情報がありません。

項目	備考	備考を保存する
事業所の特色		

- ② 手順3の「事業所の特色」をクリック



- 法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

● 法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)

※PDF・Excel・wordファイルのみ

※2MBを超えるファイルはアップロードできません

ファイル1

ファイルを選択 選択されていません

タイトル

ファイル2

ファイルを選択 選択されていません

タイトル

ファイル3

ファイルを選択 選択されていません

タイトル

- ③ <ファイルを選択> からファイルをアップロード
- ④ タイトルを入力
(「重要事項説明書」等、書類のタイトルを入力してください。)

※ファイル1～ファイル3までありますが、1つアップロードしていれば大丈夫です。
(3つのファイルに分かれている場合等に3つまでファイルをアップロードできるという意味です。)

重要事項説明書を法人または事業所のホームページで公開していない場合は、PDF、ExcelまたはWord形式で情報公表システムに掲載・公表する必要があります。
※令和7年度から義務付け（令和6年度から取り組むことが望ましい）

- ・情報公表システム上で公表する場合は、上図を参考にアップロードしてください。
- ・法人または事業所のホームページで重要事項説明書等をすでに公開している場合は、情報公表システムへの掲載・公表は不要です。
- ・情報公表システムでは2MBを超えるファイルはアップロードできませんので、2MBを超えてしまう場合は、3つに分割しての掲載（ファイルは3つまで登録可能）や法人または事業所のホームページへの掲載等をご検討ください。